

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年6月26日

市長
岐阜県知事 殿

提出者

住 所 愛知県名古屋市中区東新町1番地

氏 名 中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役

社長執行役員 清水 隆一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-951-8211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岐阜支社 岐阜資材センター
事業場の所在地	岐阜市六条江東3丁目5-7
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	33:電気業
②事業の規模	資本金:40,000百万円
③従業員数	9,595人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり(項目1)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (項目2)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙のとおり（項目3）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	発生する産業廃棄物は、主に配電工事において撤去される「がれき類（古コンクリート柱）」（「コンクリートくずおよび金属くず」の混合物）・「木くず」および「廃プラスチック類」である。 最終処分量を削減するため「がれき類（古コンクリート柱）」は、委託先である処理業者にて破碎のうえ再生利用し、「木くず」は、燃料等として再生利用を図っている。		

(第5面)

②計画	【目標】別紙のとおり（項目4）		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） （１）再生利用促進に関する事項 「がれき類」および「木くず」は、既に100%再生利用しており、 今後も継続していく。 （２）中間処理による減量に関する事項 「廃プラスチック類」「ガラス・陶磁器くず」は、全量を中間処理 会社にて破碎のうえ埋立処分を行っており、今後も継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書（２０２４年度）

1 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の発生		産業廃棄物名 (性状)	処理・処分方法
工事等	発生物		
電柱の建替等 (コンクリート)	コンクリート柱	がれき類 (固形状)	破碎し再生利用 (路盤材等)
柱上変圧器取替等 (ブッシングカバー)	プラスチック	廃プラスチック類 (固形状)	破碎し埋立
電柱の建替(木柱) ・木製パレットの取替等	木柱・パレット	木くず (固形状)	破碎し再生利用 (燃料)
碍子・開閉器の取替等	碍子・ガラス類	ガラス・陶磁器くず (固形状)	破碎し埋立

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者

岐阜支社 総務・広報・資材グループ長

(2) 廃棄物担当部署

岐阜支社 総務・広報・資材グループ長（１６名）

(3) 産業廃棄物処理に関する管理組織図

部 署	役割分担
本社調達部	・支社および直轄事業場等への情報周知の補完 ・指針類の策定 ・処理・管理状況および処理量等の把握 ・支社等への指導・助言および業務調整
岐阜支社	・県内事業場への情報周知の補完 ・県内事業場の処理・管理状況および処理量等の把握 ・県内事業場に対する指導・助言および業務調整 ・地方自治体との折衝、情報の収集
岐阜支社 および 県内事業場	・廃棄物処理計画の策定 ・廃棄物の処理の実施 ・廃棄物の処理状況の把握・管理 ・委託処理業者の指導等

3 産業廃棄物の処理の委託に関する事項（現状）

【前年度（ 2023年度 ）実績】					
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	金属くず	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
全処理委託量	1,867.67 t	166.43 t	t	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	1,867.67 t	166.43 t	t	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t

4 産業廃棄物の処理の委託に関する事項（計画）

【目標】					
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	金属くず	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
全処理委託量	1,867.67 t	166.43 t	t	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	1,867.67 t	166.43 t	t	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t

以上